（第３種郵便物認可）　新聞定価 １カ月 8,925円（消費税 425円を含む）
６カ月53,550円（消費税2,550円を含む）

■ 日刊建設工業新聞社 ■

支社		
大阪	TEL	06(6942)2601
	Email	osaka@decn.co.jp
名古屋	TEL	052(961)2631
	Email	nagoya@decn.co.jp
横浜	TEL	045(201)3821
	Email	yokohama@decn.co.jp
関東	TEL	03(3433)7161
	Email	kanto@decn.co.jp
東北	TEL	022(222)4222
	Email	tohoku@decn.co.jp
九州	TEL	092(741)4605
	Email	kyusyu@decn.co.jp
総局		
北海道	TEL	011(261)7653
	Email	hokkaido@decn.co.jp
千葉	TEL	03(3433)7161
	Email	chiba@decn.co.jp
北陸	TEL	025(229)5411
	Email	hokuriku@decn.co.jp
中国	TEL	082(221)7236
	Email	hiroshima@decn.co.jp
四国	TEL	087(837)5072
	Email	shikoku@decn.co.jp

日刊建設工

Think tan
シン
リポー

野村総

この権利を与えられた民間事業者は契約に基づく一定の範囲内で自ら料金を設定し、利用者から直接料金を徴収してインフラを経営することが可能になった。

また、この公共施設等運営権は無形資産であり、これを所有する民間企業は固定資産税や不動産取得税などの課税を免れることが可の返還などの問題を回避できるというメリットも存在する。

その他に、事業運営ノウハウを持った公務員を民間事業者に出向させる制度や民間事業者側から事業発意を行うことが出来る提案制度など、今までになかったさまざまな仕組みも合わせて整備されている。

この制度が具体的に適用できる分野は、内閣府の担当大臣等の国会答弁で明確になっている。原則として有料道路と空港以外の分野で活用が可能とされており、2月に内閣府が民主党の成長戦略プロジェクトチームに提出した資料では、水道、医療施設、社会福祉施設、漁港、中央卸売市場、工業用以内とされており、11月中に施行令などが整えられることで、法律の具体的な運用が具体的に見えてくることが想定される。

そして何よりも重要なのが新制度を活用する案件の形成であるが、現時点で明確にコンセッション制度の活用を打ち出している案件は関空伊丹統合案件のみであ

所論諸論

参考にされなかった1865年イタリア公共事業法

木下　誠也
愛媛大学教授

わが国の公共調達制度の枠組みが明治会計法（1889年制定）によって定められたことはよく知られている。既に統一的会計法規が存在していたフランス、ベルギー、イタリアに習って明治会計法が制定され、一般競争入札の原則が導入された。

明治会計法では、入札方式については当時のフランスとイタリアに習って『売』と『買』が同じ扱いとされている。予定価格制度に関しては、伊多利国会計法に「その価格政府において定めたる制限に達せざるとき～」とあり、仏国会計法には「もし最高価又は最低価を予定する時は～」とあった。

いずれにおいても『買』の場合は上限としての最高価格（『売』の場合は下限としての最低価格）を定める場合があることを規定していた。わが国においては〝予定価格の制限〟を必ず設けるとして、より厳格な形で予定価格制度が導入された。

わが国が参考とした伊多利国会計法とは1884年王令『国家会計法』であるが、実はこれよりも早くイタリア王国成立（1861年）後間もない1865年に公共工事の調達を対象とする『公共事業法』が存在していた。当時わが国大蔵省は、国の財政の仕組みと収支を規定する会計制度を確立しようとの観点から、西洋諸国の会計法規を調査していた。〝公共事業〟の調達法規を研究するという発想はなかったと思われる。イタリアでは『公共事業法』は後に1994年『公共工事基本法』と1999年大統領令に引き継がれた。

わが国が参考とした1884年王令『国家会計法』は、1923年王令『国家会計法』と1924年王令『国家会計施行法』へと引き継がれた。1924年『国家会計施行法』には、予定価格の制限を設ける方式を「秘密にして予め定めた最高又は最低価格と封印した入札とを比較する方法」として単なる一つの入札方式として示していた。1923年『国家会計法』は1972年大統領令により改正され、『売』と『買』が2つの項に分けて規定されるようになった。『買』（調達）については「政府の裁量による判断に基づき公の競争手続き又は私の交渉によるべし」とされ、公共調達に交渉方式が導入された。

2004年EU調達指令が制定されてから、公共工事を含むあらゆる調達を包括する制度として、国だけでなく地方公共団体も対象として2006年『公共調達法』が制定された。予定価格の制限に関する規定はなく、目的物に応じてさまざまな入札方式が選択できるよう公開入札・選択入札・交渉方式という3つの方式が規定されている。

現在の海外の入札制度をみると、わが国のように『売』と『買』を同じ扱いとして予定価格の制限を設けている例は今や見当たらない。台湾や韓国などにわが国の予定価格の制限に類似した制度が残っているが、『売』と『買』は別の扱いとされており調達において『交渉』が認められている。

ダンピングの激化、入札不調や不落の発生など多くの弊害が顕在化しているわが国の公共調達制度については、予定価格による厳格な上限拘束制度を見直すとともに、単品受注生産で契約時に目的物が存在しないという公共工事の特性を考慮し、さまざまな入札方式を用意して価格に対する価値（Value for Money）を高める調達を可能とするよう抜本的に見直す時期に来ている。